

## 令和6年第5回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和6年3月21日(木) 10時50分～11時44分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生  
事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、  
学校教育課長補佐(岡松賢吾、平田隆輔、野見山和久、有吉ひろみ)、  
学校給食課長(宮本敏行)、生涯学習課長(中村達也)、生涯学習課長補佐(石川律子)、  
文化課長(坂口信治)、文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第5号 令和6年度飯塚市教育施策要綱

議案第6号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第7号 飯塚市学校管理規則の一部を改正する規則

議案第8号 飯塚市中学校部活動地域移行検討委員会の設置に関する要綱の制定

議案第9号 飯塚市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する  
要綱の制定

議案第10号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

(2) 報告事項

報告第7号 飯塚市学校教育プランR6の策定について

報告第8号 心身障がい児(生)の就学等について

報告第9号 学校給食調理等業務の受託候補者特定について

報告第10号 飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和6年第5回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和6年3月21日(木) 10時50分～11時44分)

○上田委員

ただいまより令和6年第5回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第5号 令和6年度飯塚市教育施策要綱

≪説明：教育総務課長(梶原康治)≫

議案第5号「令和6年度飯塚市教育施策要綱」について、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由といたしましては、令和6年度飯塚市教育施策要綱を別冊のとおり定めるため、本案を提出するものでございます。

別冊となっておりますA3用紙の資料「令和6年度飯塚市教育施策要綱(新旧対照表)」をお願いいたします。

まず、初めに前回の協議の時に6ページの「7-1特別支援教育の充実」の中の「通級指導教室」についてどのような児童・生徒が利用できるのか等の質問をいただいております。これにつきましては、学校教育課の方から説明させていただきます。

≪説明：学校教育課長(桑原昭佳)≫

前のご質問をいただいております、通級指導教室についてどのような児童・生徒が利用できるのかということですが、通級指導教室への入級資格は、飯塚市立小中学校の通常学級に在籍する「学習障がい(LD)」、「注意欠陥多動障がい(ADHD)」のある児童生徒、及び「言語障がい」のある児童生徒で、保護者に入級の希望があり、通級による指導によりその障がいの改善又は克服について効果があると教育委員会が認める者としております。

なお、LD・ADHDの通級指導教室につきましては、医療機関・専門機関において軽度の発達障がいであると判断された児童生徒を対象としております。

言語障がいの通級指導教室は、令和5年度に新設をしており、開設年度の令和5年度は設置校の児童のみを対象としておりましたが、令和6年度からは、飯塚市立全小学校からの受け入れを認めることとしております。

以上で説明を終わります。

○大隈委員

ありがとうございます。LD・ADHDや言語障がいがある児童となると、自閉症のお子さんとかは対象ではないということでしょうか。

○学校教育課長

はい、その通りでございます。

○大隈委員

ありがとうございます。自閉症スペクトラムとか割と広義にわたっての発達障がいのお子さんも、私は対象だと思っておりましたので、いろいろと考えていかなければならないのかなと思っております。

基本的にはLD・ADHDと言語障がいがある児童となりますと、知能的なレベルは通常レベルと理解してよろしいですかね。

○学校教育課長

はい、その通りでございます。

○上田委員

今後も検討を重ねていくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

それでは、2月定例会でご協議いただきました内容を含めまして、前回から変更・修正した箇所につきましては、右端のコメント欄に黄色で記載しておりますので、主に、その箇所についてご説明を続けさせていただきます。

まず、2ページをお願いいたします。「1-1学力の向上」の中で「知識構成型ジグソー法による協調学習」について注釈を付けておりますが、令和5年度については、注釈番号を「注2」としておりましたが、要綱の中で、最初に注釈を付けている文言となりますので「注1」とし、以下「注1」から「注4」まで、記載順となるよう注釈番号を修正しております。それに伴いまして、最終ページに記載しております注釈1から4の文言について順番を整理させていただいております。

次に、5ページをお願いします。5ページの「6-1保幼小連携教育の充実」の所に、「児童発達支援事業所」を関係機関として追加しておりましたが、前回の協議をうけまして、関係機関を限定しないよう「児童発達支援事業所等」と変更いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。「8-2教育機会の確保」に不登校児童生徒数が増加していることによる対応策を追加し、「校内適応指導教室の活用及び民間の支援施設との連携による不登校傾向児童生徒への支援」としておりました。この「適応指導教室」を「教育支援センター」に文言を修正いたしました。

7ページをお願いいたします。「9-2青少年健全育成体制の強化」の所で、「青少年団体」と記載されておりました所を「青少年関係団体」と修正をいたしております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページ「1-4社会教育施設の整備・運営」の上から2つ目の施策で令和5年度は「文化会館（飯塚コスモスコモン）施設の改修計画に基づく整備の推進」と記載をしておりましたが、改修計画が令和元年度から令和5年度で終了したため、「文化会館（飯塚コスモスコモン）の整備及び維持管理の適正化」と施策の内容を変更いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。「2-4部活動の適切な運営体制の整備」について、前回の協議において、部活動地域移行に対する取組の現状について記載してはどうかとのご意見を頂いておりました。令和6年度から検討委員会を設置し、令和7年度を目途に方針や取組、具体策の検討を進めるため、「検討委員会による部活動地域移行の方針及び取組等の検討」を追加し令和6年度の主たる施策としまして記載順の変更をいたしております。また、運動部だけではなく文化部についても検討を進めていくため、説明文に「文化活動」を追加していることから、関係課として文化課を追加記載いたしております。

次に、13ページをお願いいたします。「1-1キャリア教育の推進」の中の「子どもたちの夢・未来を育む体験型キャリア教育事業」については、令和5年度より、「スチューデント・シティ」「ファイナンス・パーク」の本格実施を行っているため、「事業の推進」から「事業の実施」に変更いたしております。

以上が前回の協議の時点から、変更・修正させていただいた箇所のご説明となります。各施策につきましては、来年度も市民の皆様の理解と協力を得ながら、計画的かつ着実に施策の推進に努めて参ります。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明を終わります。

（原案可決(全会一致)）

■議案第6号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

議案第6号「飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和6年度からの組織・機構の見直しにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

3ページをお願いいたします。改正箇所について、新旧対照表で説明させていただきます。

令和6年度から、学校教育課に「働き方・部活動改革担当」が置かれることになったため、第2条の学校教育課に「働き方・部活動改革担当」を加えております。

また、生涯学習課の「生涯学習ひろば整備担当」はひろばの整備が終了しましたので「生涯学習ひろば担当」へ変更いたしております。

次に、第3条の「事務分掌」について、4ページをお願いいたします。

学校教育課の指導係から、13号「学校運営協議会に関すること」を追加し、号ズレを修正いたしております。

次に新たに設置された「働き方・部活動改革担当」の事務分掌として、1号「教職員の働き方改革に関すること。」2号「中学校部活動の地域移行に関すること。」を加えています。

5ページをお願いします。生涯学習課の「生涯学習ひろば整備担当」から「生涯学習ひろば担当」へ変更されることに伴い、1号「生涯学習ひろばの整備に関すること。」から、1号「生涯学習ひろばの事業に関すること。」に変更いたしております。

以上、簡単ですが議案第6号の説明を終わります。

（原案可決(全会一致)）

■議案第7号 飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則

《説明：学校教育課長（桑原昭佳）》

議案第7号「飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和2年1月17日付文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づく教育職員の業務量の適切な管理及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に基づく共同学校事務室の設置等について関係規定の整備を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定によりまして本案を提出するものでございます。

今回の改正は、学校教職員の働き方改革を進めていくために、規則の整備をしたものとなっております。

議案書の7ページ、別紙新旧対照表をお願いいたします。改正の概要を説明いたします。文言等の整備をしている条文については省略させていただき、主な改正部分のみご説明させていただきます。

第13条の職員の種類等について、学校教育法第37条の教職員の規定に基づき、職員の種類を明記しております。また、議案書8ページの第3項に副校長の設置についての規定を整備しております。

次に、第14条ですが、こちらも学校教育法第37条に基づき、職員の職務について、議案書9ページにかけて第1号から第8号まで、それぞれ校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養

教諭について追加し、これまでの第1号から第4号までを8号ずつ繰り下げしております。

第15条には、平成31年1月25日付中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」、及び令和2年7月17日付文部科学省通知「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」に基づき、教諭等の標準的な職務内容について、新たに条文を整備しております。なお、条文内にある「必要な事項を定めるものとする。」については、別途議案第9号で上程しております「飯塚市教諭等の標準的な職務内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱」で定めることとしております。

第16条は、令和6年度より共同学校事務室を設置し、これまで実施しておりました事務の共同実施をより効率的、効果的に全市的に行い、学校事務職員が学校運営にこれまで以上に関与することを図るために整備するものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。第20条には、令和6年度中にはほぼ全ての学校に学校運営協議会が設置される予定であることから、これまでの学校評議員の規定に加え、学校運営協議会の規定について条文を新たに整備しております。

議案書11ページ最終行から13ページにかけて、新たに第9章を整備し、第31条第1項に業務量の適切な管理等として、教職員時間の在校等時間の上限を定め、第2項に特例的な扱いについて定めております。この整備は、国の方針や通知に基づくものではありませんが、あわせて本市として教職員の働き方改革に取り組む姿勢を明確にするものでございます。この条文整備により、これまでの第9章から第10章は、それぞれ第10章から第11章に繰り下げとなっております。

議案書の14ページをお願いいたします。最後に補足として、この改正規則は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第7号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

## ■議案第8号 飯塚市中学校部活動地域移行検討委員会の設置に関する要綱の制定

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

議案第8号「飯塚市中学校部活動地域移行検討委員会の設置に関する要綱の制定」についてご説明いたします。

議案書15ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和4年12月27日付4スポーツ庁発出「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定について(通知)に基づき、本市の中学校部活動の地域移行について検討するにあたり、飯塚市中学校部活動地域移行検討委員会の設置に関する要綱を整備する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により本案を提出するものでございます。

議案書の16ページをお願いいたします。本要綱の概要を説明いたします。

第1条に要綱の趣旨を規定して、第2条に設置の目的として、本市の中学校部活動の地域移行に関して調査研究し、本市の方針取組及び具体的施策等を検討することを規定しております。第3条には、委員会の所掌事務として、第2条でもご説明いたしました3つの項目を挙げております。第4条は組織についての規定となり、委員を15人以内とすること、また、その構成員について、小中学校校長、部活動指導教員に加え、PTA連合会、地域スポーツ活動又は文化・芸術活動の振興に関わる者、学識経験者を委員として

委嘱し、それぞれの知見を生かした多様なご意見をいただくこととしております。

17ページをお願いいたします。第5条では、委員の任期を令和8年3月31日としております。これは、国の方針によりまして、令和8年度から休日の部活動を地域移行することが望ましいとされており、市としての方針等を令和7年度中に決定する予定としているためでございます。

第6条から第8条にかけましては、会議の運営形態等を規定し、委員会の庶務は学校教育課が担うことを第9条に定め、第10条で委員会の運営に関する委任事項について規定しております。

最後に附則となりますが、この要綱は告示後、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第8号についての説明を終わります。

#### ○高石委員

質疑ではないのですが、部活動の地域移行の検討に関しては、ほんとうにこれまでの色んなご経験とか実績とか、そういうところから大きく新たなアイデアをたくさん集結しないと、なかなか進んでいかなないようなところがあるのではないのでしょうか。何とかこれまで以上に、中学生生活がより学び多きものになるような取り組みに繋がっていくように、これからここに関わってくださる皆さんにも、そういったことをご期待申し上げます。

#### ○上田委員

どうぞよろしくをお願いいたします。

(原案可決(全会一致))

### ■議案第9号 飯塚市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

議案第9号「飯塚市教諭等の標準的な職務内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定」についてご説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、平成31年1月25日付中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」及び令和2年7月17日付文部科学省通知「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」に基づき、飯塚市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱を定める必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により本案を提出するものでございます。

この要綱制定は、先ほど議案第7号「飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則」でもご説明いたしましたように、学校教職員の働き方改革に向けて、学校や及び教師が担う業務の明確化を図るものとなっております。

議案書の19ページ、別紙をお願いいたします。本要綱の概要を説明いたします。

第1条に要綱の目的を規定し、第2条で教諭の標準的な職務内容を議案書20ページから21ページにある別表で定めることとしております。

第3条から第6条にかけては、それぞれ、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師の標準的な職務内容を定めております。

第7条では、職務の遂行に際して、校長が留意すべき事項を規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

#### ■議案第10号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

議案第10号「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書22ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚第二中学校校区(飯塚市立飯塚第二中学校、飯塚市立飯塚東小学校)に設置する学校運営協議会において、飯塚市学校運営協議会規則第7条第4項の規定により解任となる委員が生じたことに伴い、同規則第6条の規定に基づき、補欠等の委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書23ページには、今回新たに指定を受けた委員名簿、また、24ページには委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任者の残任期間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第10号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

#### ■報告第7号 飯塚市学校教育プランR6の策定について

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

報告第7号「飯塚市学校教育プランR6の策定について」ご報告いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、本市教育の基本理念「本物志向・未来志向の人づくりのために」、本市教育の基本目標である「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」を学校教育において実現するため、本市の教育活動方針について取りまとめた「飯塚市学校教育プランR6」を策定いたしましたので、その内容について報告するものでございます。

内容につきましては、報告第7号別冊をご覧ください。本プランでは、本市における教育の基本理念、「本物志向・未来志向の人づくりのために」を掲げ、志を持って社会に貢献し、地域や世界で主体的に活躍するために必要な「コミュニケーション能力」「コラボレーション能力」「イノベーション能力」の3つの能力の育成を理念として掲げております。そして、本市教育目標であります、「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもの育成を目指して、その目標を達成するための取り組みについて、3つの観点から説明させていただきます。

まず、1つ目は、プランの下方にございます「小中一貫教育」についてです。飯塚市は全中学校校区で9か年の連続性のある「学び」と「育ち」を追究した教育活動を通して、未来社会を切り拓く資質・能力を育成する小中一貫教育を創造していくことを基盤として据えております。

地域人材の活用や、保幼小連携の充実等を図り、それぞれの校区の実態や課題に応じた小中一貫教育の更なる推進を図りたいと考えております。

2つ目は、プラン中央部にあります飯塚市の教育目標を達成するための教育施策についてでございます。「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を3つの柱として、主な教育施策をまとめております。これらの施策を実施することにより、知、徳、体のバランスの取れた「生きる力」の育成を目指します。

最後に3つ目は、中央部の3つの柱を取り囲むように記載をしております、両脇と3つの柱の下の全ての教育施策に係る取り組みについてです。左側の「生徒指導」と「特別支援教育」は、児童生徒一人一人の、個別な支援の充実を目指すものです。右側の「教員の資質・能力の向上」と「学校危機管理の徹底」

及び「働き方改革の推進」は、指導の充実や管理の徹底についての取り組みとなっております。そして、下部にあります「教育DXの推進について」は、ICTを効果的に活用し、持続可能な学校の指導の充実、学校運営体制の構築を図ることとしております。これらの取り組みを充実させ、確実に実施することにより、中心にある3つの柱をより効果的に推進してまいります。

令和6年度に起きますは、これら3つの観点において、飯塚市の子ども達が未来の創り手となり、よりよい社会と幸福な人生を切り拓いていくことができる、学校教育の実現を目指してまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

#### ■報告第8号 心身障がい児(生)の就学等について

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

報告第8号「心身障がい児(生)の就学等について」について、ご説明いたします。

議案書26ページをお願いいたします。本案は、心身障がい児(生)の就学等について、飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会から答申がありましたので報告するものでございます。

報告書2に記載しておりますように、心身障がい児(生)就学指導委員会は、令和5年8月23日から令和6年2月9日までに、計7回開催しております。

報告書3の答申の内容についてご説明いたします。答申日は令和6年3月1日、就学指導対象者は総数143人となっております。

次に内訳ですが、令和6年度新小学校1年生対象者が59人、そのうち、特別支援学級への就学が適当とされた者が46人、県立特別支援学校への就学が適当と判断された者が12人となっております。また、この資料には掲載しておりませんが、通常学級への就学が適当と判断された者が1人となっております。

次に、令和6年度新中学校1年生対象者が51人、そのうち、特別支援学級への就学が適当とされた者が48人、県立特別支援学校への就学が適当とされた者が2人となっております。また、この資料には掲載しておりませんが、通常学級への就学が適当と判断された者が1人となっております。

令和6年度その他の学年対象者が33人、そのうち、特別支援学級への就学が適当とされた者が30名、特別支援学校への就学が適当と判断された者が3人ございました。

以上、簡単ではございますが、報告第8号の説明を終わります。

#### ○大隈委員

ご報告ありがとうございます。手元の私のところに、昨年度の就学指導対象者の数もわかる資料があります。毎年、年々増加傾向にあるということで、現場の方も大変だろうな、ご家庭の方でも大変だろうなという思いでいっぱいでございます。

何点かご質問させてください。1つは、それぞれのご家庭の保護者の方がこの結果に対して納得されているか、ということ。それから今回特に多いなと思ったのは、学年途中での審議が対象になったお子さんがとても増えたということで、特にその中で県立の学校へ移籍の判断をされたことや、途中で県立学校へ移籍するということは大変なんじゃないかなということがあります。全体的にこれだけ数が多くなると、学校全体の教室が足りているのか、ということをご質問させていただきたいと思っております。

#### ○学校教育課長

まず、保護者の方が結果に納得されているかということですが、就学指導委員会のほうでどうするかということ、どちらの在籍が適当かということ、委員さんからご意見をいただいて、その結



果を保護者へお伝えします。納得されない場合はですけども、納得されないというよりも、お話を聞いてやはりこちらがいいということもあります。その辺りは保護者と十分に協議を重ねて納得いただくようにお話をし、その子にとって一番の最適な学習環境はどれかということで、子どものことを第一に優先して考えております。

最終的にはもちろん、双方納得して在籍というふうになるんですけども、その場合であっても入学後に必ず様子をお聞きしたりすることはやっております。保護者・子どものご意向が一番ですので、その意向は必ず尊重しております。

それから2点目の学年途中での県立への異動についてですけども、こちらにつきましても保護者からのご意向で異動したいということもございますし、学校のほうで見て、この子は特別支援学級のほうがいいのではないかとということで、色んなケースが考えられるんですけども、その場合でありましても異動については、十分に就学指導委員会のほうで審議していただいて、転籍ということになることはございます。ただその場合でも、あくまで保護者・子どもの意向を尊重ということで対応しているところです。

#### ○大隈委員

転籍の場合、県立学校の定数とか、そういう観点から転籍はスムーズなのかということをお聞きしたいのですが。

#### ○学校教育課長

県立学校のほうも定数が一杯という場合もございますけれども、今回であれば3人ですが、その意向についてこちらが県立のほうがいいといった場合、本年度では受け入れて頂いております。先ほど申し上げましたけれども、子どもにとって最適な環境がどれかということが、一番重要ですのでその辺りはしっかりお話をし、転籍を認めていただくということをしております。

#### ○教育総務課長

3点目の教室についてですが、特別支援学級が増加傾向にあります。現在、普通学級の小学部については35人学級整備ということで、令和7年度に段階的な措置を経て、人口統計をもとに普通学級についてはある程度の予測を立てながら、教室のほうは確保できるように整備をされていくようになります。

予測できないのが今言ったところの特別支援学級の急速な伸びというのがありまして、このことについては当該年度の6年度に向けても教室改造等を伴う予算を確保するため、予備教室の改造費などを確保しながら対応について対策を講じております。その他、教室数の見込みというのは、現在は転入転出が中学校分については、第一中学校区にご承知かもしれませんが、色々なところでマンション建設が進んでいることも兼ね合わせて学校長を協議しながら、出来る限り現状の既存施設で賄いたいなということで計画を進めておまして、来年度に向けてはその分で足りうるだろうということで予測を立てています。

ただ、この傾向が更に増加することになればですが、就学の問題を決定するのも2月まで食い込むという形で予断を得ないところで、教育環境を整備することは当然必要となりますので、その分の予算としてプレハブ校舎の建設のほうも随時、先導的な政策を打っている自治体を参考にしながら、二足の草鞋で計画を検討しながら進めておりますので、教育環境に関しては整備を怠らないように進めていっている状況でございます。以上でございます。

#### ○大隈委員

色々ありがとうございます。色々子どもたちにとっては、ハード面でもソフト面でも配慮が必要な子どもたちですけども、是非子どもたちのために尽力をいただけたらと思います。よろしくお願

いたします。

#### ■報告第9号 学校給食調理等業務の受託候補者特定について

《説明：学校給食課長(宮本敏行)》

報告第9号「学校給食調理等業務の受託候補者特定について」ご報告いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。令和6年度から業務委託を実施いたします小中一貫校穂波東校における、学校給食調理等業務を受託する受託業者の選定について、飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による審査の結果、受託候補者を特定したことについて、答申がありましたので報告するものでございます。

受託候補者の特定に至る経緯といたしまして、令和5年9月29日に、教育委員会から飯塚市給食運営審議会に、受託業者の選考について諮問があり、これを受けて、当審議会では10月5日に専門部会を設置、10月26日から募集を開始しましたが参加表明の業者が無かったため、本年1月11日から再募集を開始しまして、2社から参加表明があり、1月22日の締め切りまでに、この2社から企画提案書の提出がありました。

この2社に対しまして、2月7日の専門部会において第一次審査が、2月21日に第二次審査が実施されました。この結果、受託候補者が特定され、2月21日付で答申がありました。

議案書に記載のとおり、小中一貫校穂波東校については、「株式会社共立ソリューションズ」が受託候補者として特定されたものでございます。委託期間は令和6年度から5年間でございます。

参考といたしまして、別冊資料で「答申書」の写しを配付させていただいておりますので、ご参照の程、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

#### ■報告第10号 飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について

《説明：生涯学習課長(中村達也)》

報告第10号「飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について」ご報告させていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。昨年、令和5年3月22日に開催されました第5回教育委員会会議定例会におきまして同様の報告をさせていただきましたが、その前回の報告では試行的実施の期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしておりました。

今般の新型コロナウイルス感染症は、「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」でありましたが、厚生労働大臣通知により令和5年5月8日から「5類感染症」に位置付けることとなっております。

これにより、感染対策の実施については、個人・事業者の判断が基本となったものの、庄内生活体験学校は、子どもたちの日々の生活や、異年齢の集団行動による生活を体験させる専用施設であるため、その趣旨に則った生活体験学習においては、どうしてもお互いに近い距離で接することが避けられない事業運営となっております。

そのため、5月8日以降におきましても、感染防止に向けたリスク分散として、職場に集中する人員削減の取り組みや、宿泊参加人数を縮小して実施するなどの対策を令和5年度に行ってきたため、従前の試行期間で行った臨時休館日設置による本来の影響等の検証を充分に行うことができませんでした。

よって、試行的実施の期間を延長し、改めて事業実施にあたる平日及び特に事業が多く行われる週末等の職員配置数を増やすことで、利用者の利便を図り、安全に事業運営が行えるようにするため臨時に

休館日を設け検証するものでございます。

庄内生活体験学校は、これまで主体的に共同宿泊体験事業として「1泊2日の生活体験合宿」や「6泊7日の通学合宿」を計画してきましたが、令和2年度からは、宿泊を伴う事業を止め、代わりに宿泊なしの日帰り体験事業を企画し、「生活塾」という名称で実施しております。

本年度の令和5年度からは、5類感染症へ移行により、「生活体験合宿」や「通学合宿」、「日帰りの生活塾」も実施してきております。

しかし、合宿中の子どもたちの感染または発熱を心配する保護者の声も少なくありませんので、本校におきましては、事前に保護者説明を行い、また、宿泊においては、テントを活用した個別の宿泊も実施したところです。

このように、今後も実施していく「生活塾」、「テントを活用した宿泊体験合宿事業」、そして「6泊7日の通学合宿事業」の企画など、1年間を通した計画の策定と職員配置計画が必要なことから、改めて臨時休館日の試行的実施期間を設け、事業運営や業務に対する影響、利用状況等を検証するものでございます。

試行的実施期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間としております。

試行期間後の対応につきましては、試行期間中の生活体験学校管理運営業務への影響や利用状況を基に分析、検証し、指定管理者と協議を行ったうえで、令和6年度、若しくは令和7年度以降の臨時休館日の取扱いについては、条例を改正するなどの判断を致したいと考えております。

なお、休館日の周知方法につきましては、飯塚市ホームページ及び飯塚市庄内生活体験学校ホームページに引き続き掲載し、関係機関等に通知を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

## ■教育行政について

(継続審議)

## ○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第5回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和6年4月22日（月）14：00からです。